

## 2020年9月定例議会一般質問

○浅野博文議員 皆様、おはようございます。公明党の浅野博文でございます。発言通告書に従って、2件の質問をします。

最初に、社会福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

現在、鳥取市における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況は、8月6日に14例目が公表されて以来感染者は出ておらず、鳥取市コロナシグナルも8月19日からオフになっています。しかしながら、全国的にはいまだ毎日多くの感染者が確認されています。私たちはまだまだ気を緩めず、新型コロナウイルスに感染しない、感染させないように長期的に向き合っていく必要があると考えます。特に医療、介護、障がい福祉などの社会福祉施設の新型コロナウイルス感染症の感染防止、拡大防止と、事業所が継続していくための支援が重要です。

本市の令和2年度6月定議補正予算では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、在宅介護予防事業費、介護サービス事業継続支援事業費、障がい福祉サービス事業所等支援事業費、放課後等デイサービス支援事業費の4つの支援事業費が盛り込まれています。この支援事業の執行状況について、一例を挙げれば、コロナ禍にあって面会ができない状況の中で、オンライン面会ができるICT機器等を導入する事業所に対して、上限10万円の補助をする介護サービス事業継続支援事業費については、8月24日現在で1事業所しか申請されていないと聞いております。それぞれの執行状況と今後の取組についてお伺いします。

次に、水害対策について質問します。

昨日は鳥取市防災の日で、大地震を想定した訓練が行われ、私も消防避難訓練に参加させていただきました。先日は過去最大級の台風10号が到来し、台風の特別警報が出される寸前でした。日頃の備えや避難訓練が重要であると考えます。

さて、本年7月には九州や東北地方を中心として集中豪雨が発生し、各地で過去最大の雨量が観測される中で甚大な被害が起きました。被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。中でも、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム千寿園では、14人もの高齢者の方が亡くなられています。

近年では、集中豪雨や台風による高齢者施設が被害を受けるケース

が相次いでいます。2016年8月、東北地方に上陸した台風の豪雨で、岩手県岩泉町のグループホームが浸水し、入居者9人が亡くなられています。国はこの岩泉町の被害を受け、2017年に水防法を改正しました。それによって、浸水想定区域内にある高齢者施設などの要配慮者利用施設に、避難先や移動方法などを定めた避難確保計画の作成と避難訓練の実施が、以前は努力義務だったものが義務化されました。

今回被害を受けた千寿園は、避難確保計画に基づき避難訓練も熱心に取り組んでおられましたが、様々な要因が重なり合って多くの犠牲者が出ています。このことについて、西村議員の質問と重なりますが、改めて市長の御認識をお伺いします。

以上で登壇の質問を終わります。

○深澤義彦市長 公明党の浅野議員の御質問にお答えをさせていただきます。2点についてお尋ねをいただきました。

まず、社会福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策についてということで、本年6月議会詮議で補正予算を可決いただいたところではありますが、4つの支援事業、それぞれの執行状況と今後の取組ということでお尋ねをいただきました。在宅介護予防事業費、介護サービス事業継続支援事業費、障がい福祉サービス事業所等支援事業費、放課後等デイサービス支援事業費、この4つの事業費の状況についてであります。お答えをさせていただきます。

まず、在宅介護予防事業費についてであります。訪問による運動指導を7月に開始をいたしまして、8月末時点で10人に実施をいたしました。また、在宅でできる介護予防運動をケーブルテレビでも放映をさせていただいたところでもあります。

次に、介護サービス事業継続支援事業費についてであります。8月末時点で衛生用品購入に対する補助金申請数は11事業所で申請をしていただいております。ICT機器購入に対する補助金申請数、これは1事業所という状況でございます。この事業につきましては、法人や事業所から問合せや相談も多く寄せられておまして、これから多くの申請をいただけるものと考えておりますが、引き続きこの事業の周知に努めまして、多くの事業所の支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、障がい福祉サービス事業所等支援事業費では、大きく3つの事業に取り組んでおるところでございます。

まず、1つ目の取組であります。就労継続支援事業所を支援する

ために、13の事業所から4歳から6歳の園児用のマスク、約5,000枚を購入いたしました。これを市内の85の保育園、幼稚園全園に配布をさせていただいたところであります。

また、2つ目ではありますが、衛生用品の購入に対する補助金申請、これは3件の申請をいただいております。今後もこの制度を活用していただくように周知に努めまして、多くの事業者の支援につなげてまいりたいと考えております。

そして、3つ目ではありますが、就労継続支援事業所への発注を増やすために、事業所が受注をしていただける作業等を紹介するチラシを作成いたしました。10月中の配布を目指しているところであります。

また、4つ目であります放課後等デイサービス支援事業費では、学校の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用増加分に係る経費の補填として、26事業所へ延べ44人分の支援を行うこととしておるところでございます。

次に、水害対策について、要配慮者利用施設についてということでお尋ねをいただきました。令和2年7月豪雨、中でも熊本県の球磨村、特別養護老人ホーム千寿園で14名の方がお亡くなりになられたところであります。避難確保計画を策定され、避難訓練にも取り組んでおられたにもかかわらず、様々な要因が重なって多くの犠牲者が発生をしたが、このことについての認識ということでお尋ねをいただきました。

令和2年7月豪雨による熊本県の球磨川氾濫による千寿園の被害につきましては、避難確保計画を策定されていたにもかかわらず、災害が発生した時間帯が未明から早朝であったことによる人員体制不足や、球磨川の本流と支流が合流する氾濫をしやすい立地であったことなど、様々な状況が重なったことにより多くの人的被害が発生をしたところであります。

この被害を教訓とするため、本市では鳥取県と合同で、市内の社会福祉施設のうち浸水リスクが高い箇所立地する12施設へ出向きまして、避難確保計画に基づいた情報の取得方法や職員の体制、連絡体制、避難の方法の実効性について聞き取り確認を行いまして、避難確保計画の修正が必要な場合は改めて提出をお願いしているところであります。こういった取組を通じて、実際に災害した場合でも実効性の高い避難確保計画として、逃げ遅れのない避難につなげてまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 先ほど6月詮議補正予算の4つの事業費について、市長より答弁をいただきましたが、周知が不十分ではないかと考えます。4つの事業費が全て有効に活用されるよう、周知徹底するよう、強く要望いたします。

次に、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金についてですが、医療分、介護分、障がい福祉サービス分に分かれて、それぞれ感染症対策の支援、サービス再開に向けた支援、職員の皆様への慰労金の支給として活用できます。どのような内容になっているのかお伺いいたします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の介護分、障がい福祉サービス分については、感染症対策支援、サービス再開支援、慰労金という内容で構成され、県が主体となって実施されているところです。

感染症対策支援は、衛生用品等の物品購入費用や外部専門家等による研修実施に係る費用、飛沫防止パネルや換気設備の設置等の環境整備費用などに支援される内容となっております。

次に、サービス再開支援は、サービス休止中の利用者に対して、健康状態や生活状況、希望するサービスの確認を行うなどによって、サービス再開に向けた調整に対して支援されるものです。

続いて慰労金については、令和2年4月10日から令和2年6月30日までの間、介護サービス事業所、障がい福祉事業所などに10日以上勤務され、利用者との接触をする業務に従事した職員に対して、感染した利用者または濃厚接触者である利用者に対応した職員は20万円、それ以外の対象職員は5万円の慰労金の支給が受けられるものとなっております。

なお、この交付金の申請は令和3年2月26日までに行うこととされておりまして、窓口は県または県から委託を受けておられます鳥取県国民健康保険団体連合会となっております。

○平野文弘病院事業管理者 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、医療分についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の医療分は、都道府県が主体となって行う感染拡大防止策や医療提供体制の整備等について、国が包括的に支援することを目的とする交付金でございます。

事業の内容は、感染症の拡大防止や患者の受入れのために必要な設備や資器材の整備、医療機関の応援体制や医師及び看護師等の負担軽減、感染症専用病床として空床を確保するための財源補填など、多岐にわたる内容となっております。当院も必要な事業について交付を受ける予定としております。

また、この交付金事業に追加された新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業は、感染リスクが高く、心身に負担がかかる環境下で強い使命感を持って業務に従事している医療機関従事者を慰労する目的で、慰労金を給付するものでございます。当院もこの事業の対象医療機関となっております。国が示す基準により、対象となる職員に対し、慰労金を給付することとしております。

○浅野博文議員 それぞれお答えしていただきました。中でも職員の慰労金について、市立病院は対象の職員ほぼ全員に支給されるということです。しかし、全国的には、現場の職員から自分の事業所では御自身が支給対象になっていない等の問合せが多く寄せられています。それは、事業所間で支給対象者の考えが異なっているからのようです。この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、事業所が直接県に申請することになっていますが、事業所間で不平等が生じないように、本市も周知徹底をお願いいたします。

さて、厚生労働省は本年6月に、事業所が消毒など感染防止対策に取り組んでいる時間を評価するとして、デイサービスやショートステイの利用者の同意があれば、実際の利用に上乗せして介護報酬を算定できる通知を出しています。利用者にとっては、現在限度額ぎりぎりまでサービスを利用している場合は新たに実費部分が生じたり、そのため、利用するサービスを減らさなければならないなどの問題があります。また、この特別措置は各事業所の裁量に任されており、利用者にとって不公平が生じる等の現場の混乱が懸念されています。本市としてどのように認識されているのかお伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えをいたします。

本市におきましては、この制度の対象となるデイサービスを運営しておられます87法人のうち、17法人がこの特例的取扱いを実施しておられまして、これは6月、7月のサービス提供分ということですが、17法人が実施しておられまして、その他の17法人が実施予定または検討中であると、このような状況を把握いたしております。

この特例措置に関しては、マスコミ報道等において、お世話になっている事業所のためなら仕方がないと同意したといったことや、また、同意はしたが、やはり3時間しか利用していないのに5時間分の利用料を払うのは納得がいかないと、こういった声もあるようでありまして、その同意を得られる介護支援専門員の方と利用者の方の信頼関係が壊れるといったことも懸念をされるなど、困惑があることを承知いたしております。

現在、本市におきましてはこういった困惑の声や相談等は寄せられておりませんが、今後もしっかりと現場の声に耳を傾けてまいりたいと、このように考えております。

○浅野博文議員 今後の新型コロナウイルス感染症拡大に備えて、社会福祉施設において万全の感染拡大防止対策を講じる必要があると考えます。この夏に県が中心になり、専門家チームによる施設現地指導や研修会が行われていると聞いていますが、本市での取組について伺いたいします。

○竹間恭子福祉部長 お答えいたします。

県は、社会福祉施設に対する感染予防の取組として、希望する福祉施設に対し、感染管理認定看護師を講師とした感染予防対策の現地研修を実施されておりました。市内では特別養護老人ホームや介護老人保健施設等5施設、障がい者福祉施設2施設でこの現地研修が実施されたところです。

本市といたしましては、今後も国や県と連携を図りながら、こうした現地指導や現地研修をはじめ、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点という、留意する事項に関する通知であったり、特別養護老人ホームや訪問介護職員向けの感染防止に関する動画配信など、情報提供に努めまして、社会福祉施設の感染拡大防止対策に万全を期していきたいと考えております。

○浅野博文議員 しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、8月27日に国がまとめた新型コロナウイルス感染症対策パッケージの中で、今後のインフルエンザの流行にも備えて、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設の全職員を一斉検査したり、定期検査を実施する方針が発表されました。本市として医療、介護、障がい福祉

施設の職員に対する検査の必要性についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えをいたします。

国は、本年8月28日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域において、その期間に医療機関や高齢者福祉施設等に勤務する者、また入院・入所者全員を対象に、一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請をすることとされました。

県では、この国の方針を受けまして、8月31日に医療機関、高齢者福祉施設等に勤務する者の全員を対象とした検査体制について、協議を始めることとされたところであります。本市といたしましては、県としっかり連携を図りながら、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 次に、8月19日、県はクラスター対策として、各施設が患者や入所者の対応に困らないように、応援人員派遣で関係団体と協定を結んでいます。福祉施設内で陽性患者が発生した場合の医師、看護師など、医療スタッフや介護職員等の派遣応援について、本市の取組についてお伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えをいたします。

県は、社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合における介護職員等の不足に備えるため、他の施設からの応援職員を派遣する体制づくりについて、9月8日に福祉施設関係団体と協定を締結されたところであります。感染者は、原則医療機関へ入院となりますが、認知症や障がいの特性により入院が困難な場合は、入所中の施設で療養をされることとなりまして、その場合は感染症指定医療機関より往診のための医療チームも派遣をされることとなっております。

社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、応援体制が必要となることが想定をされるために、県と連携を図りながら、医療スタッフや介護職員の応援派遣等に対応してまいりたいと考えております。

○平野文弘病院事業管理者 病院内で職員に陽性患者が発生した場合の応援体制についてお答えいたします。

当院において職員が陽性となり、相当数の職員が濃厚接触者として出勤停止となるような事態や、院内感染によるクラスターが発生した場合には、当院では病院全体で緊急性の低い業務を停止または延期することによりマンパワーを集約し、院内の他部署の職員で応援体制を確保して、業務を継続していくこととしております。

なお、それでもマンパワーが不足する状態となり、入院患者の対応が困難となった場合は、医師等の応援要請を受けるよりも、対応可能な病院への速やかな転院を優先することとしております。

○浅野博文議員 先日、ある特別養護老人ホームで陽性者が発生したときに応援に入った介護職員についての新聞記事が載っていました。感染防止のため、応援に入った約2週間は自宅に帰れず、勤務時間外は施設内にある職員寮で過ごした。15日間の応援を終えても、さらに2週間はその寮で健康観察をした。家族の待つ自宅に戻れたのは約1か月後だったとありました。

この方は職員寮に泊まることができましたが、今後本市においても社会福祉施設で陽性者が発生した場合、現場で働く職員は家族への感染が心配のため、自宅に帰らず、ホテルなどに宿泊することも考えられます。

現在、既に医療関係者には支援が行われていると聞いています。介護・福祉関係者についても支援が必要と考えますが、どのような支援があるのかお伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症発生施設で勤務をされる介護職員等が、業務が深夜に及ぶ場合や、同居される家族への感染を危惧してホテル等に宿泊をされた際の宿泊費につきましては、鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の介護分、障がい分共に補助対象経費となっておりまして、介護職員等につきましても支援体制が整備をされているところであります。

○平野文弘病院事業管理者 医師、看護師が家族への感染等、リスクを避けるために帰宅できない場合の宿泊施設等の利用支援体制ということの御質問です。お答えいたします。

当院では、医師や看護師から、感染が疑われる患者と接することによる家族への風評被害や、感染リスクへの配慮などから帰宅することができないという訴えがあった場合には、利用したホテル等の宿泊費を病院で負担することとしております。また、看護師には希望に応じて、当院の看護師宿舎の空き室についても一時的な宿泊場所として提供することとしております。

なお、ホテル等の宿泊費の財源につきましては、緊急包括支援交付金を原資とする県の補助金の申請を予定しております。

○浅野博文議員 先ほど7月豪雨の高齢者施設の豪雨被害について、市長の御認識をお伺いしました。登壇でも述べましたが、国土交通省は2017年、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するものとして意識を変革し、社会全体で洪水に備える水防災意識社会を再構築するための緊急的に実施すべき32項目から成る緊急行動計画を取りまとめております。その32項目の中に、対象となる要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成と、それに基づく避難訓練を実施することや、都道府県管理河川沿線の対象となる市区町村において、水害対応タイムラインを作成することが盛り込まれています。

本年3月に本市の新しい総合防災マップが、命を守るあなたのバイブルとして作成されています。この総合防災マップには、河川氾濫水深想定最大規模が分かりやすく浸水深に応じて4色で色分けしてあります。この浸水想定地域にある高齢者関係施設、障がい児・者関係施設、児童関係施設、医療関係施設、教育関係施設などの要配慮者利用施設がどれだけあるのかお尋ねいたします。

○乾 秀樹危機管理部長 お答えを申し上げます。

本市の総合防災マップに示す浸水想定区域に立地している要配慮者利用施設で、避難確保計画の策定を要する施設は、本年8月28日現在で、高齢者関係施設102施設、障がい児・者関係施設25施設、児童関係施設48施設、教育関係施設3施設、医療関係施設18施設の合計196施設となっているところでございます。

○浅野博文議員 今お答えいただいた要配慮者利用施設には、避難確保計画と避難訓練が義務づけられています。本市の現状についてお伺いします。

○深澤義彦市長 お答えをいたします。

水防法に基づく避難確保計画の作成、提出状況であります。本年8月28日現在で、196施設中183施設が作成をされておられまして、作成率93%となっております。

内訳であります。高齢者関係施設で102施設中92施設、作成率が90%、障がい児・者関係施設25施設中、これは全て作成済みでありまして、作成率は100%ということでありまして。児童関係施設48施設中47施設、作成率98%、教育関係施設3施設中、全て作成済みで作成率100%、医療関係施設18施設中16施設、作成率89%となっております。全体的に高い作成率となっておりますと考えておりまして、本市の施設管理者の皆さんの高い防災意識が表れていると感じているところであります。

また、避難訓練につきましても実施義務となっております。本市といたしましても避難訓練の実施を促してまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 それぞれ御答弁をいただきましたが、有料老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設では若干避難確保計画が提出されていないようです。人命を守る最低限の計画です。本市として100%になるように指導の徹底をお願いいたします。

特別養護老人ホーム千寿園にはエレベーターが設置されておらず、避難時は地域の方も救助に駆けつけ、1人の入所者を4人がかりで階段を上がられたそうですが、時間が間に合わず、多数の犠牲者が出ています。今後、国は垂直避難に必要なスロープやエレベーターなどに伴う施設改修費を補助し、水害対策の強化を図る方針ですが、自分たちで少しでも早く避難誘導ができる方法があれば活用すべきと考えます。

そこで、車椅子の方を避難誘導するのに役立つ牽引式車椅子補助装置について紹介させていただきます。議長に配付の許可をいただいております。パネルと資料を御覧になってください。リヤカーの前側の持ち手をイメージしたような組立て式装置を車椅子に装着し、車椅子の前輪を浮かせて人力車のように移動することができます。

つい最近ですが、この牽引式車椅子補助装置について教えていただきました。私でも牽引式車椅子補助装置を簡単に取付けすることができました。慣れたら30秒ぐらいでできるそうです。実際に車椅子を引いてみたり、車椅子側に乗って移動してもらうなど、体験してきま

した。引く側は少ない力で楽に動かすことができ、いざというときには女性でも子供でも引っ張って動かすことができます。また、車椅子に乗っている側は段差や凸凹があっても振動があまりなく、乗り心地も快適でした。少し練習する必要がありますが、災害時、砂利道、雪道、坂道や階段もスムーズに移動できます。したがって、車椅子利用者にとってはふだんの生活行動範囲が広がるばかりではなく、緊急避難時には少ない労力で、そして少人数で避難介助することができます。今後、災害避難の場でこの牽引式車椅子補助装置の役割が高まるものと考えております。

元に戻り、次の質問に入ります。

先ほど触れた水害対応タイムラインには、地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して作成、運用する他機関連携タイムラインがあります。

そこで、本市では千代川水害タイムラインを本年5月に策定されましたが、どのようなものかお尋ねいたします。

○乾 秀樹危機管理部長 お答えをいたします。

千代川水害タイムラインは、近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している中にございまして、被害を最小限にするためには、ハード対策のみではなくソフト対策との組合せが重要との認識の下に、国土交通省を中心として防災に関係する機関が集まりまして、災害時の状況の想定に基づき、いつ、誰が、何をするかに着目をいたしまして、防災行動とその実施主体を時系列で整理することで関係機関の連携を図ることを目的として作成したものです。

○浅野博文議員 今、千代川水害タイムラインについて説明していただきました。この千代川水害対応タイムラインの策定に向けた取組方針では、防災対応においては河川管理者の情報提供や自治体の行政対応のみではなく、福祉施設、交通、通信、ライフライン、報道事業者等、多くの防災関係機関等の連携が必要であると記述されています。要配慮者利用施設への連携体制についてはどのような流れかお尋ねいたします。

○乾 秀樹危機管理部長 お答えをいたします。

千代川水害タイムラインが策定されたことに伴いまして、各防災関

係機関の災害時における時系列の行動が把握できることにより、各機関との連携がより密となり、気象に関する情報や河川の水位情報、公共交通機関の情報など、防災情報や避難行動に結びつく情報を取得しやすくなったと考えております。

また、こうしたことによりまして、本市としましても迅速な避難勧告等の発令につなげることができるものと考えております。

要配慮者利用施設では、こうした防災情報や避難勧告などの避難情報を避難確保計画に搭載された情報収集方法に基づき取得することとなっておりまして、タイムラインに基づいた報道機関からの迅速な情報発表や防災行政無線をはじめ、あらゆる手段により情報を的確に入手することで、早期の避難行動に努めていただきたいと考えているところでございます。

○浅野博文議員 行政によるタイムラインをしっかりと運用もしながら、球磨村の特別養護老人ホーム千寿園のような多くの人命が失われるような痛ましい被害がこの鳥取市で起きないように、これまでの防災対策を再度検討すべきと強く要望いたします。

鳥取市総合防災マップの中に、高齢者や障がいのある方を災害から守ろうと題して、避難行動要支援者支援制度について記載されています。国は市区町村に対して、2005年から、避難行動要支援者の一人一人の心身の状況を考慮して、避難ルートや避難場所、手助けする支援者の氏名を明記する個別計画の作成を要請しています。この要支援者名簿に載った全員の計画を作成した市区町村は、2019年6月時点で全体の12%にとどまっています。本市の現状と市長の御認識についてお伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えをいたします。

本市の避難行動要支援者対象者は、65歳以上の高齢者のみの所帯の方、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持されておられる方、要介護認定3から5の認定を受けておられる方、障がい福祉サービスを受給しておられる難病患者の方としておりまして、令和元年度末時点で3万1,995人となっております。このうち、個別計画に当たる避難行動要支援者登録台帳を作成している方は5,727人となっております。

全ての対象者が自力での避難が困難な方ということではありませんが、地域の助け合いによる避難体制づくりを促進するためにも、登録

台帳の作成をより一層推進していかなければならないと考えております。

○浅野博文議員 本市の現状と市長の御認識を伺いましたが、なかなか個別計画が進まない原因として、高齢者などの同意が得にくいことが考えられます。個別計画は、地域の事情に詳しい民生委員や自治会メンバーなどが面会して、心身の状況を聞き取りながら作成するため、プライバシーを理由に拒否されるケースがあります。

そこで、日常的に関わりがあるケアマネジャーなどの福祉職が加われば改善されると期待されています。国も市区町村に対して、ケアマネジャーら、福祉職の連携強化に取り組む方針を固めたと報道がありました。しかしながら、ただでさえ多忙なケアマネジャーの負担が増えるため、人材確保や処遇改善などの課題もあります。この国の方針と個別計画の推進について、市長の認識と今後の取組についてお伺いいたします。

○深澤義彦市長 お答えをいたします。

本市としましても、高齢者や障がいのある方と接する機会の多いケアマネジャーや障害者相談支援専門員などの福祉職の方に、避難行動要支援者支援制度の周知や登録への呼びかけに協力していただくように進めることとしておるところでございます。

今後は、国の検討状況も注視をしながら、福祉職の皆さんとの連携をより一層強化してまいりたいと考えております。

○浅野博文議員 最後に、今後も大規模な自然災害や新たな感染症の拡大などのリスクが高まっていくと考えられます。市長には、市民の皆様、特に要配慮者の皆様の人命最優先の取組を先手先手で行っていただくことを強く要望して、私の質問を終わります。